

障害児支援の提供体制の整備等

(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

【国の基本指針】

- ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上の児童発達支援センターを設置することを基本とする。
- ・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを基本とする。

【市の考え方】

- ・和光市では、令和3年に広沢地区に児童発達支援センターを設置しています。
- ・児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等を活用しながら、重層的な地域支援体制の構築に向けて取り組みます。

■児童発達支援センター設置・保育所等訪問支援実施

項 目	令和3年度末（実績）	令和8年度末（目標）
児童発達支援センター設置数	1 か所	1 か所
保育所等訪問支援	5 か所	5 か所

(2) 重症心身障害児・医療的ケア児への支援

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

【市の考え方】

- ・令和6年度に、医療的ケア児及びその家族に対する支援体制の仕組みづくりや支援サービスの在り方等を協議検討する（仮称）和光市医療的ケア児等支援協議会を設置し、保健、医療、福祉、教育、子育て等の各分野の関係機関による連携のもと医療的ケア児等が地域で安心して日常生活を営むことができるよう支援体制を構築し、適切な支援の推進に取り組みます。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所確保します。

■主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

項 目	令和4年度末（実績）	令和8年度末（目標）
児童発達支援事業所	1 事業所	1 事業所
放課後等デイサービス事業所	未整備	1 事業所